

地方独立行政法人大牟田市立病院中期目標

大牟田市立総合病院は、昭和25年に開院した大牟田市立病院を前身とし、今日まで地域の中核的病院としての機能を果たすとともに医療水準の維持向上に努めてきた。

この度、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、地域の医療機関及び市と連携して良質で高度な医療を提供することにより、住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的として、地方独立行政法人大牟田市立病院を設立することとした。

今後も地域において必要な質の高い医療を継続して提供していくために、機動性、柔軟性、効率性を発揮し、公共性及び経済性を両立させ得る健全経営を期待するものである。併せて、医療スタッフの育成を図るとともに、地域医療を支援し、地域の中核病院として住民及び地域の医療機関から愛され信頼される病院となることを強く希望する。

ここに、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間とする。

第2 法人に求める総括的事項

- 1 法人は、大牟田市立病院（以下「市立病院」という。）の業務運営に当たっては、急性期医療を担う地域における中核病院として、良質で高度な医療を提供し、住民に愛される病院を目指すものとする。
- 2 法人は、市の保健・医療施策の下で、地域医療の水準の維持、向上に資するために、地域において必要な医療であるものの、他の医療機関では担うことが困難な高度で専門的な医療を提供し、さらに救急医療の充実に努め地域完結型医療の実現に向けて最大限努力するものとする。
- 3 法人は、新たな経営手法を導入し健全経営を維持することにより、安定した経営基盤を構築し法人設立の目的を遂げるものとする。
- 4 法人は、意思決定が迅速となるとともに、柔軟な人事給与制度の構築や民間的経営手法の導入が可能な地方独立行政法人の特長を最大限に

発揮し、黒字経営を維持するものとする。

第3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で高度な医療の提供

(1) 患者本位の医療の実践（重点）

個々の患者が診療について理解し、納得できる医療を提供するとともに、患者自身による診療内容の選択を可能とするため、医師等による十分な説明と予後の相談支援体制を構築し、患者本位の医療を実践すること。こうした取組み等を推進することにより入院・外来患者アンケートにおける患者満足度を更に向上させること。

(2) 安心安全な医療の提供

良質で高度な医療を提供するため、医療事故等に関する情報の収集、分析を行い、医療事故の予防、再発防止に努めるとともに、院内感染防止対策を講じる等の医療安全管理体制を構築し、その徹底を図ること。

(3) 高度医療の提供

高度医療機器を計画的に更新、整備し、他の医療機関で担うことが困難な高度医療を提供すること。

(4) 専門的な医療の提供

医療環境や医療需要の変化に的確に即応するために、必要に応じて診療機能の適宜な見直しを図るとともに、地域医療機関との連携の下で専門的な医療を提供すること。

(5) 法令の遵守

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、公立病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。

2 診療機能を充実する取組み

(1) がん診療の取組み（重点）

がん診療の専門スタッフを育成し、がん診療機能の高度化や専門化を図るとともにがんに関する相談体制の確立からがん診療、緩和医療までの一体的ながん診療体制を充実することにより、「地域がん診療連携拠点病院」としての指定の更新を受けること。

(2) 救急医療の取組み

高齢化率が非常に高い本市にあつては、救急医療に対するニーズは今後も高いため、関係機関との連携の下に、より充実した救急医療体制を構築すること。

(3) 母子医療の取組み

市内の分娩を取り扱う医療機関の減少や小児科専門医の不足等から母子医療への取組みは地域の重要な課題であることから、今後も母子医療を担っていくこと。

3 地域医療連携の取組み

(1) 地域医療の支援（重点）

地域の医療機関との病診・病病連携を推進し、地域医療に貢献すること。また、逆紹介率を向上させることにより「地域医療支援病院」の承認を平成25年度までに受けること。

(2) 地域完結型医療の実現

保健所の地域保健医療の専門的・技術的な機能の発揮の下、地域において必要な医療であるものの、他の医療機関では担うことが困難な高度で専門的な医療を提供し、補完する機能を発揮すること。医療機関間での役割分担や機能分担の下、地域完結型医療の実現に向けて最大限努力すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定した経営基盤の構築

(1) 収益の確保と費用の節減（重点）

人的配置や物的整備が必要となる診療報酬制度の改定や健康保険法等の改正に的確かつ迅速な対応を可能とするため、多種多様な雇用形態の活用や、組織や人事配置の柔軟で弾力的な運用を図るなど、収益の確保策を講じること。

予算科目間や年度間において弾力的な運用が可能となる財務会計制度を活用した予算執行を行うとともに、複数年契約や集約契約等の手法を用い、薬品費、診療材料費をはじめとして費用の節減に努めること。

これらの取組みにより、単年度収支の黒字を目指すとともに中期目標期間中の経常収支比率100パーセント超を堅持すること。

(2) 役割と責任、負担の明確化

市立病院は、救急医療等の政策的医療を提供する場合において、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人のそれぞれの役割や責任、その負担のあり方について明確にし、そのうえで市として果たすべき役割や責任に帰すべきものについては、運営費負担金の基準を定め、これに基づいて市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うこと。

2 経営管理体制の確立

(1) 組織の確立

市立病院の運営に当たっては、その管理体制の確立のため、理事会及び事務部門等の体制を整備するとともに、組織内における権限委譲と責任配分により、効率的かつ効果的な管理運営体制を構築すること。

また、自主的、自律的な組織とするべく、目標管理制度を実施し、その目標達成に向けての取組みと成果の検証を着実に実施することにより、PDCAサイクルを確立すること。

(2) 権限と責任の明確化

責任体制を明確にした上で、柔軟で迅速な意思決定に基づく法人の自主的、自律的な業務運営を行うこと。

第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 人材の確保と育成

(1) 病院スタッフの確保（重点）

市立病院が地域において果たすべき機能を発揮し続けていく上においては、病院スタッフという人的資源によるところが大きい。特に、医師、看護師については、地域間、病院間での偏在化に伴う獲得競争が激化する中であっても、診療機能の充実を図るため関係団体や関係機関との連携を強化し、優秀な人材を確保すること。具体的な目標としては平成22年度中に7対1看護体制を確立すること。

また、事務部門のスタッフについては、早期に法人職員を採用するとともに育成し、病院運営の高度化や専門化を図ること。

(2) 研修制度の整備

職務、職責に応じた能力の向上や各部門における各種専門資格の取得による専門性の向上を図るため、計画的な研修体系を整備すること。

また、地域の医療従事者等の受入れにも努めること。

(3) 待遇の向上

市立病院に勤務する職員一人ひとりが、住民満足度の高い待遇に取り組み、住民に愛される病院を目指すこと。

2 効率的、効果的な業務運営の実施

(1) 柔軟で適正な人事給与制度の構築（重点）

医療環境や医療需要の変化に即応し、職員の採用や配置を臨機応変かつ弾力的に行うとともに、市立病院の業績、成果や能力を反映した人事給与制度を構築し平成23年4月からの導入を目指すこと。

(2) 院内協働の推進

委託職員等も含めた院内パートナーシップの構築の下で、市立病院に勤務する者が全員一丸となって業務遂行すること。

(3) 病院機能評価の活用

医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価の認定更新に取り組むとともに、恒常的に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 災害等への対応（重点）

災害時には災害拠点病院としての役割を果たすとともに、公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、市長の求めに応じ、市、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適切な対応をとること。

2 保健医療情報の提供

保健医療に関する高度で専門的な知識を公開講座の実施やホームページ等により情報発信し、普及啓発活動を実施すること。

3 施設・設備等に関する事項

施設・設備等の更新及び維持管理に当たっては、整備計画に基づいて行うこと。